

議案第 35 号

愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の全部改正について

愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別
紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 24 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年愛西市条例第 2 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（設備及び運営に関する基準）

第 2 条 前条の基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 1 条第 2 号	1. 6 5 平方メートル以上	3. 3 平方メートル以上
第 2 5 条第 1 号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年愛知県条例第 6 8 号）
第 2 5 条第 2 号	認定こども園法第 3 条第 2 項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 1 8 年愛知県条例第 6 0 号）
第 2 5 条第 3 号	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年愛知県条例第 5 8 号）
第 2 5 条第 4 号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）	愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 8 年愛西市条例第 号）

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。